

平成31年度地域包括支援センター公募における設置運営事業者評価項目(案)

※通常のセンターに係るもの。認知症地域支援推進員を配置する場合の評価項目は別途作成する。

1 評価項目(114点満点)

区分	配点	評価項目	評価のポイント
事業所運営の基本方針	20	①運営方針が明確に記されているか。	介護保険法の法理解及び遵守についての取組、地域包括支援センターが担う役割の理解等、運営方針が明確に記されているか。
		②公正・中立性の確保に対する方策が立てられ、利用者に対するサービスの向上に向けた取り組みの視点が検討されているか。	地域包括支援センターが遵守すべき公正・中立性の確保についての理解、取組及びサービスの向上についての取組が明確に記されているか。
		③地域包括支援センターの周知を行う計画がなされているか。 【札幌市、相模原市、名古屋市、大阪市、福岡市】	地域包括支援センターを紹介するパンフレット等の作成やホームページの掲載などが計画されているか。
		④要望・苦情処理(解決)の体制がとられているか。 【札幌市、千葉市、相模原市、名古屋市、大阪市、福岡市】	マニュアルの整備等、要望・苦情処理(解決)に関して適切な対応が図れる体制になっているか。
		⑤個人情報保護の対策はできているか。【安全対策から移動】	個人情報保護のため、具体的な運用が定められているか。また、マニュアルは整備されているか。
地域ネットワーク	20	①地域との連携に対する考え方に地域ネットワークの必要性が具体的に明記されているか。	地域との連携が果たす役割を理解するとともに、その連携が確保される計画となっているか。(住民、地区社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、女性会等)
		②関係機関との連携に対する考え方に地域ネットワークの必要性が具体的に明記されているか。	関係機関との連携が果たす役割を理解するとともに、その連携が確保される計画となっているか。(医療機関・居宅介護支援事業所・行政等)
		③地域や関係機関とのネットワークづくりの計画が具体的に明記されているか。	応募者のこれまでの活動実績を生かして、地域の幅広い主体とのネットワークづくりが期待できるか。
職員の資質	12	①相談援助業務の経験のある職員を配置できるか。	職員の資質の確保のため、相談支援業務の経験がある職員を何人配置できるか。
		②職員の資質の向上を考えた研修計画が立てられているか。	事業開始前及び事業開始後の研修内容について具体的に計画されているか。
事業所運営計画 事業実施の方針	32	①介護予防ケアマネジメント事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援事業のうち、介護予防ケアマネジメント事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		②総合相談支援事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援事業のうち、総合相談支援事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		③権利擁護事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援事業のうち、権利擁護事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		④包括的・継続的ケアマネジメント事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援事業のうち、包括的・継続的ケアマネジメント事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		⑤特定高齢者把握事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。【事業廃止】	特定高齢者把握事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		⑥地域介護予防推進事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。【事業廃止】	地域介護予防推進事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		⑦高齢者地域支え合い事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。【本市センターの重点事業】	高齢者地域支え合い事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		⑧地域介護予防拠点整備促進事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。【本市センターの重点事業】	地域介護予防拠点整備促進事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		⑨在宅医療・介護連携推進事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。【本市センターの重点事業】	在宅医療・介護連携推進事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
組織	10	①緊急時の24時間体制が可能な運営組織体制か。 → 応募要件に記載済	緊急時の24時間体制について、具体的に記されているか。
		②①職員が不在の際の対応が可能な運営組織体制か。	地域包括支援センター職員が不在となった場合の対応について具体的に記されているか。
		③②退職等で職員が欠けた場合、速やかな配置換えや職員採用等が可能な運営組織体制か。	退職等で職員が欠員となった場合の対応について具体的に記されているか。(配置換えや職員採用などによる職員を確保するまでの期間等)
事務所について	15	①利便性が良い場所に設置しているか。	地域包括支援センター事務所が、最寄りの公共交通機関からの距離が近く、高齢者が行きやすい場所に設置されているか。
		②高齢者に配慮した事務所か。	高齢者に配慮した地域包括支援センター事務所となっているか。
		③事務所は十分な広さを有し、相談スペースを設けているか。	執務スペースが十分確保されているか。また、事務所内にプライバシーに配慮した相談スペースを設けているか。
安全対策	0	①個人情報保護の対策はできているか。【基本方針へ移動】	個人情報保護のため、具体的な運用が定められているか。また、マニュアルは整備されているか。
特筆すべき事項	5	①特筆すべき事項	その他特筆すべき事項があるか。

2 加点・減点項目(最大マイナス10点～プラス20点)

評価項目	配点	評価のポイント
介護保険サービス等の運営実績【加点または減点】	-5~5	広島市内において、介護保険サービス事業所の運営実績があるか 豊富 か。ある場合は また 、広島県または本市から指導を受けたことがないか。
地域包括支援センター等の運営実績の有無【加点】	5	広島市地域包括支援センターまたは地域型在宅介護支援センターの運営実績があるか。
地域包括支援センターの運営実績の優劣【加点または減点】	-5~5	広島市地域包括支援センター運営実績がある場合、 優れた(または問題のある)運営実績であったか。
引き継ぎ体制の確保 ⇒ 応募要件に変更	—	円滑な業務の実施のため、平成23年3月31日までに現地域包括支援センターからの引き継ぎを受けることができるか。
介護予防支援業務従事者の配置	5	包括的支援事業を実施する3職種等のほか、介護予防支援業務に従事する職員を配置できるか。

※1及び2の合計点が、1の満点(114点)の6割(69点)に満たない場合は選定しない。

地域包括支援センター設置運営事業者評価項目(平成23年度)

※平成23年度に受託法人の辞退により、本市で公募実施した際のもの

1 評価項目(100点満点)

区分	配点	評価項目	評価のポイント	
事業所運営計画	事業所運営の基本方針	12	①運営方針が明確に記されているか。	介護保険法の法令理解及び遵守についての取組、地域包括支援センターが担う役割の理解等、運営方針が明確に記されているか。
		②公正・中立性の確保に対する方策が立てられ、利用者に対するサービスの向上に向けた取り組みの視点が検討されているか。	地域包括支援センターが遵守すべき公正・中立性の確保についての理解、取組及びサービスの向上についての取組が明確に記されているか。	
	地域ネットワーク	12	①地域との連携に対する考え方に地域ネットワークの必要性が具体的に明記されているか。	地域との連携が果たす役割を理解するとともに、その連携が確保される計画となっているか。(住民、地区社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、女性会等)
		②関係機関との連携に対する考え方に地域ネットワークの必要性が具体的に明記されているか。	関係機関との連携が果たす役割を理解するとともに、その連携が確保される計画となっているか。(医療機関・居宅介護支援事業所・行政等)	
	職員の資質	12	①相談援助業務の経験のある職員を配置できるか。	職員の資質の確保のため、相談支援業務の経験がある職員を何人配置できるか。
		②職員の資質の向上を考えた研修計画が立てられているか。	事業開始前及び事業開始後の研修内容について具体的に計画されているか。	
	事業実施の方針	24	①介護予防ケアマネジメント事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援事業のうち、介護予防ケアマネジメント事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
			②総合相談支援事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援事業のうち、総合相談支援事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
			③権利擁護事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援事業のうち、権利擁護事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
			④包括的・継続的ケアマネジメント事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援事業のうち、包括的・継続的ケアマネジメント事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
⑤特定高齢者把握事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。			特定高齢者把握事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。	
⑥地域介護予防推進事業に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。			地域介護予防推進事業を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。	
組織		15	①緊急時の24時間体制が可能な運営組織体制か。	緊急時の24時間体制について、具体的に記されているか。
			②職員が不在の際の対応が可能な運営組織体制か。	地域包括支援センター職員が不在となった場合の対応について具体的に記されているか。
③退職等で職員が欠けた場合、速やかな配置換えや職員採用等が可能な運営組織体制か。	退職等で職員が欠員となった場合の対応について具体的に記されているか。(配置換えや職員採用などによる職員を確保するまでの期間等)			
事務所について	15	①利便性が良い場所に設置しているか。	地域包括支援センター事務所が、最寄りの公共交通機関からの距離が近く、高齢者が行きやすい場所に設置されているか。	
		②高齢者に配慮した事務所か。	高齢者に配慮した地域包括支援センター事務所となっているか。	
		③事務所は十分な広さを有し、相談スペースを設けているか。	執務スペースが十分確保されているか。また、事務所内にプライバシーに配慮した相談スペースを設けているか。	
安全対策	5	①個人情報保護の対策はできているか。	個人情報保護のため、具体的な運用が定められているか。また、マニュアルは整備されているか。	
特筆すべき事項	5	①特筆すべき事項	その他特筆すべき事項があるか。	

2 加点項目(最大プラス30点)

評価項目	配点	評価のポイント
圏域内における介護保険の地域密着型サービス事業所等の有無	5	東原・祇園東圏域で介護保険サービス事業所を運営しているか。
地域包括支援センター等の運営実績	10	広島市地域包括支援センターまたは地域型在宅介護支援センターの運営実績があるか。
介護保険サービス等の運営実績	5	広島市内において、介護保険サービス事業所の運営実績があるか。ある場合は広島県または本市から指導を受けたことがないか。
引き継ぎ体制の確保	5	円滑な業務の実施のため、平成23年3月31日までに現地域包括支援センターからの引き継ぎを受けることができるか。
介護予防支援業務従事者の配置	5	包括的支援事業を実施する3職種のほか、介護予防支援業務に従事する職員を配置できるか。